

上越市認定地域クラブ活動 参加援助費 申請手引き

上越市では、経済的にお困りのご家庭などを対象に、認定地域クラブ活動の会費(参加費)及び保険料の一部を支援する制度(認定地域クラブ活動参加援助費支給制度)を設けました。

この制度の支援内容及び対象となるご家庭などは、次のとおりです。
支援を希望される場合は、申請書を提出してください。

1 支援内容

次の金額を、参加援助費として支給します。

- (1) 認定地域クラブの会費(参加費)と保険料の 1/2 (100 円未満切捨)
- (2) 上 限 額…ひと月あたり 1,000 円 (年間 12,000 円)
- (3) 支給回数…年 3 回 (学期ごと)

※令和 8 年 4 月分から支援の対象になります。

※参加しているクラブが市の認定を受けていない場合は、対象外です。
認定を受けているか不明な場合は、市ホームページをご覧ください。
地域クラブ活動推進室へお問い合わせください。

2 支援対象者

- (1) 次のいずれかに該当する世帯で、認定地域クラブ活動に参加する中学生の保護者

- ① 生活保護を受けている
- ② 世帯員全員が市民税非課税である、又は減免措置を受けている
- ③ 就学援助費を受給している
- ④ 児童扶養手当を受給している
- ⑤ 国民健康保険税の減額、減免又は徴収猶予を受けている
- ⑥ 国民年金保険料の免除を受けている

- (2) 次の生徒 (該当する場合はお問い合わせください)

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 27 条第 1 項第 3 号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている又は児童養護施設に入所の措置を受けている中学生

3 申請手続き

本案内及び申請書記載例をよくご確認の上、申請書を記載してください。
また、世帯員欄には、住民票上同一世帯となっている世帯員全員を記載してください。

※父または母が、単身赴任等の理由により住民票上は別世帯である場合でも、生計を同一にしている場合は、その方についても記載してください。

(1) 提出書類

① 上越市認定地域クラブ活動参加援助費支給認定申請書(第1号様式)

- ・申請書は、地域クラブ活動推進室または各区教育委員会分室で入手できます(市ホームページからもダウンロードできます)。
- ・ご連絡いただければ、申請書をご自宅に郵送します。
- ・学校及び認定地域クラブでは、申請書を配布していません。

② 次のいずれかに該当することが確認できる書類の写し (市からの通知、受給者証など)

なお、お手元にはない場合はイに該当する方の所得・課税証明書を除き、提出不要です。

ア 生活保護を受けている

イ 世帯員全員が市民税非課税である、又は減免措置を受けている

【イに該当する方へ】

令和8年1月1日現在、上越市外に住所があった世帯員がいる場合は、その方の住所地の市区町村が発行する「令和8年度所得・課税証明書」を必ず添付してください。取得方法は、当該市区町村のホームページ等をご確認ください。

ウ 就学援助費を受給している

エ 児童扶養手当を受給している

オ 国民健康保険税の減額、減免又は徴収猶予を受けている

カ 国民年金保険料の免除を受けている

(2) 提出期限

令和8年9月25日(金)

※提出期限後も申請できますが、初回の参加援助費の支給までにお時間をいただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出方法及び提出先

次のいずれかの方法により、申請書及び添付書類を提出してください。
なお、申請書及び添付書類には個人情報が含まれていますので、紛失等が生じないように、確実な方法でご提出ください。

① 窓口持参による提出

- ・ 地域クラブ活動推進室または各区教育委員会分室の窓口へ提出してください。
- ・ 学校や認定地域クラブでは受け付けていません。

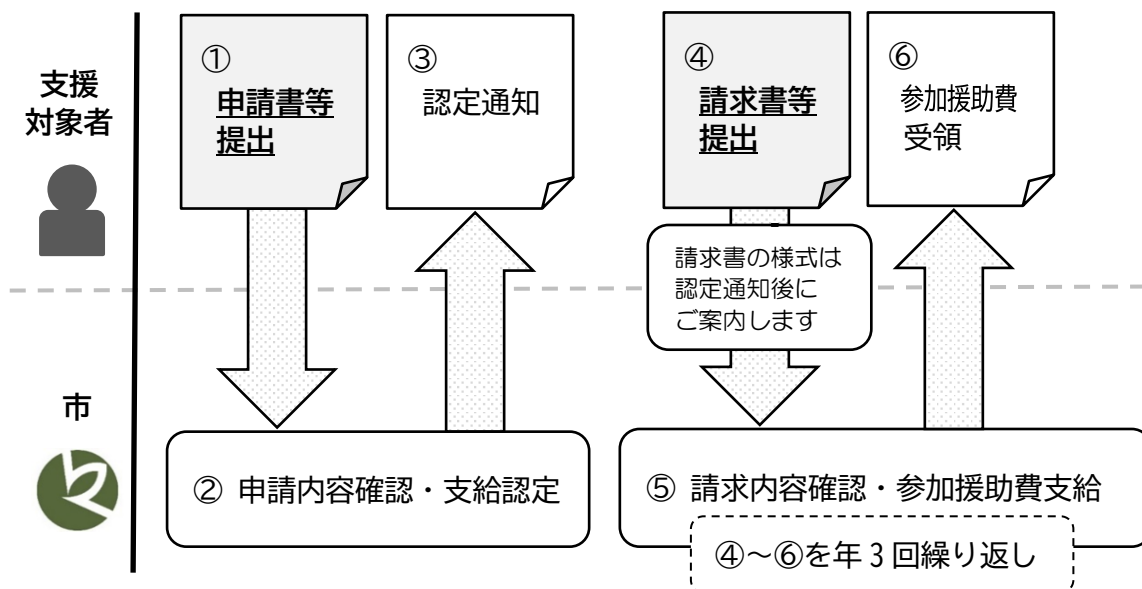
② 電子メールによる提出

- ・ 提出先のアドレスに申請書及び添付書類を送信してください。
 - ・ 個人情報が含まれるため、申請書等ファイルはパスワードを付した上、フォルダにまとめて圧縮ファイルにて送信してください。
- なお、パスワードは別メールでお知らせください。

【提出先アドレス：c-club-katsudou@city.joetsu.lg.jp】

4 申請から支給までの流れ

〔イメージ図〕



(1) 認定通知

提出期限までに申請いただいた場合、認定または却下の結果については、9月末までに通知予定です。なお、提出期限後に申請いただいた場合は、概ね1か月以内に結果を通知します。

(2) 請求

認定を受けた場合は、参加援助費の支給に当たり、10月上旬、12月上旬、3月上旬（予定）に、請求書を提出していただきます（電子メールによる提出も可）。

請求書の様式は、認定通知後にご案内します。

また、請求書には次の書類を添付してください。電子メールで提出する場合は、写真データの添付でも構いません。

【会費（参加費）】

支払いを証明する書類の写し

（例：認定地域クラブが発行した領収書の写し
認定地域クラブの受領印が押印された会費の集金袋の写し
会費を口座振替している口座の通帳の写し）

【保険料】

添付書類は不要

※保険加入時の領収書は、各認定地域クラブから市へ提出されます。

(3) 支給

参加援助費は、学期ごとに請求書に記載された本人名義の口座へ振り込みます。支給日は、10月下旬、12月下旬、3月下旬の予定です（年3回）。

なお、振込予定日や振込完了の通知は行いません。市の振込日は原則毎週金曜日ですので、適宜通帳等によりご確認ください。

5 その他

申請内容に変更が生じた場合は、変更届（第3号様式）の提出が必要となりますので、窓口への持参または電子メールにより、速やかに提出してください。

6 問合せ先

上越市教育委員会 学校教育課地域クラブ活動推進室

住所：上越市下門前 1770 番地（教育プラザ事務所棟 2 階）

電話：025-545-9267（直通）

Mail：c-club-katsudou@city.joetsu.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/c-club-katsudou/chiikiclub-sankashien.html>